

<特集「教職実践演習（中・高）」>

## 〈特集 「教職実践演習(中・高)」について

立教大学教職課程は、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(2008年3月)に基づき、2010年度入学生に適用された教職課程履修最終学年後期の必修科目「教職実践演習」(2013年度開講)に関する基本方針を、以下の4点とした。

- (1) 文科省の示す同科目の授業目標(①教師の使命感や責任感・教育的愛情等に関する事項 ②教師の社会性や対人関係能力に関する事項 ③教師の幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項 ④教師の教科や保育内容等の指導力に関する事項)に基づき、地域教育委員会や現職教員の講義、事例問題のディスカッションや模擬授業のロールプレイ等の実施、教職課程学修を自己管理する「履修カルテ」(立教大学では2年次以降作成を予定する『履修の記録』)の教材活用を含み、「教育実習」を修了または履修中の学生が「教育実習」や教職課程履修を通して気づいた自らの教育に関する実践的な課題について考察および省察の機会とする。
- (2) 2013年度より教職課程履修最終年次の後期2単位科目として開講する。履修対象者は、2010年度以降入学生のうち「教育実習」の単位修得済みの学生、及び当該年度に教育実習履修中の学生(約300名程度)に限定する。
- (3) 展開クラスは、1クラス20～30名程度とし、池袋キャンパス8クラス、新座キャンパス2クラスの計10クラス展開とする。
- (4) 「教職実践演習」担当者の役割は、文科省の同科目に関する手引き(「別添1 教職実践演習(仮称)について」中央教育審議会答申『今後の教員要請・免許制度の在り方について』平成18年7月11日)に基づき、以下の通り、配置する。
  - 1) 「教職に関する科目担当者」の役割は、全授業期間を通じて科目担当を行う教職課程教員(専任教員6名・兼任講師4名、計10名)がクラス毎の授業において担うこととする。
  - 2) 「教科に関する科目担当者」の役割は、文科省による教員免許課程の認定を受けた主体として「教科に関する科目」を担当する各学部学科の教員がオフィスアワー等において所属学生に対して指導を行うことによって担うこととする。
  - 3) クラス毎の授業とは別に全クラス合同の授業において、「教育現場経験者の指導」は立教池袋中高および立教新座中高管理職、「地域教育委員会による指導」は豊島区または新座市教育委員会関係者等を招聘し、教職課程教員が担うこととする。

本特集論文は、以上の方針に基づき、本学の「教職実践演習(中・高)」担当者(専任教員6名・兼任教員4名)が、各自の同科目の取り組みについて、開放制教師教育の観点から実践的かつ理論的な探究を試みたものである。

同科目運営責任(森田満夫)